

ゼロ
三重県飲酒運転0をめざす条例概略

【制定の背景】

- ・飲酒運転に対する法律による厳罰化が進むにもかかわらず、飲酒運転がなくなる。
- ・法律による厳罰化とは違う観点からの対応が必要との認識。

【柱とする方針】

◎**規範意識の定着**

- ・県による飲酒運転の根絶に関する教育及び知識の普及のために必要な措置
- ・教育機関によるその性格に応じた飲酒運転の根絶に関する教育

◎**再発防止**

- ・県による飲酒運転をした者に対する飲酒運転の再発防止のための教育等
- ・飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する受診義務

県民の努力

- ・取組を自ら進んで行う努力
- ・県その他の者が行う施策又は取組に協力する努力

県の役割

- ・施策の総合的かつ計画的な策定及び実施
- ・県民、事業者等が行う取組に関し必要な支援
- ・基本計画の策定
- ・教育及び知識の普及に必要な措置
- ・再発防止のための教育等
- ・アルコール依存症診断関係
- ・飲酒運転をするおそれのある者等からの相談
- ・飲酒運転の状況に関する情報の提供等

教育、医療機関の役割

- ・教育機関の性格に応じた飲酒運転の根絶に関する教育
- ・アルコール依存症に関する診断並びに治療の助言及び指導

その他の取組

- ・三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日（12月1日）
- ・表彰

事業者の努力

- ・事業の特性を踏まえ取組を行う努力
- ・飲食店営業者の酒類提供時における努力
- ・酒類販売業者の酒類販売時における努力

【施行日】 平成25年7月1日（※アルコール依存症に関する受診義務については平成26年1月1日）